

告 示

埼玉県告示第四百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年六月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字浮塚字橋戸七番一の一部、十番二の一部、二十番二の一部、二十二番四の一部、二十二番七の一部及び二十二番八）

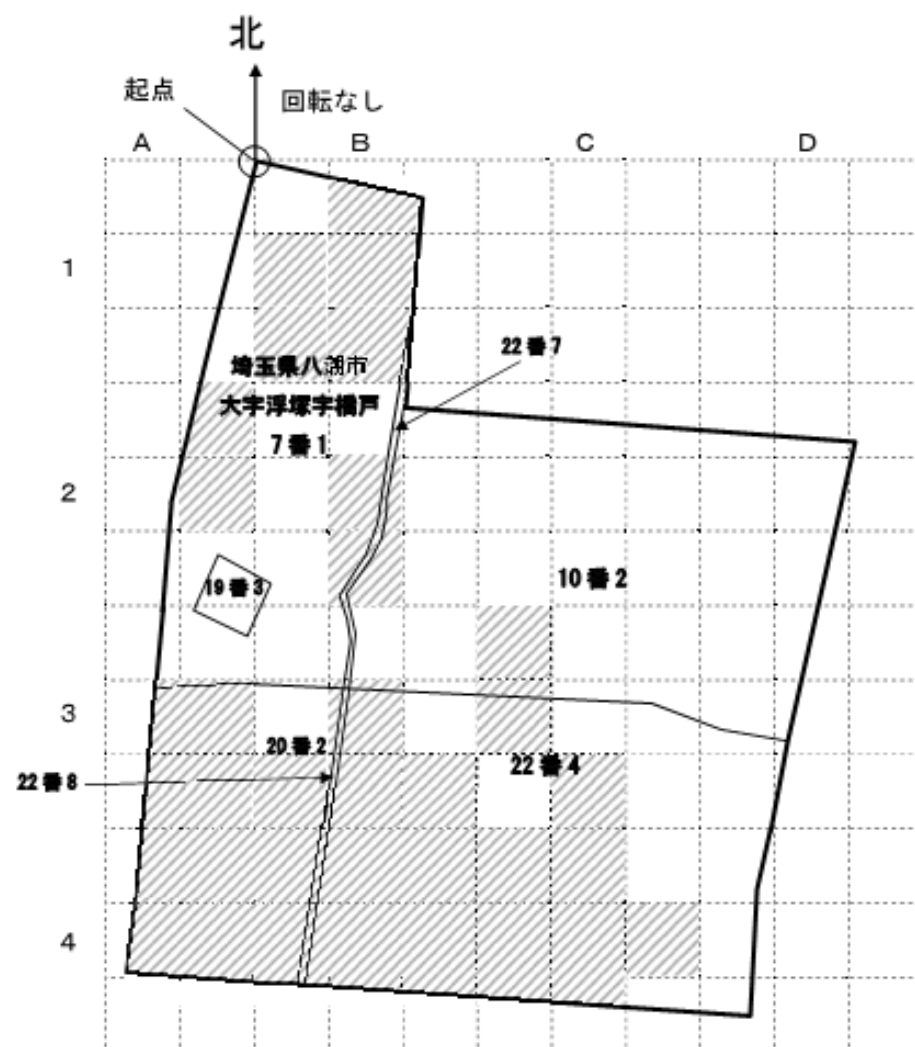
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、埼玉県八潮市大字浮塚字橋戸
7番1の最北端とする。

【格子の回転角度（回転なし）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。